

阿久比町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、阿久比町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (4) 汲み取り便槽 汲み取り便所（簡易水洗式便所を含む。）に設置された、貯留された汚物を後で汲み取る方式の便槽をいう。ただし、基礎等により土地に定着していない簡易式トイレを除く。
- (5) 宅内配管工事 浄化槽の流入管、柵の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいう。
- (6) 転換 自己の住居に係る専用住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1号に基づく確認（以下「建築確認」という。）を要しない浄化槽の設置をいう。
- (7) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居

住の用に供する建物をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の11第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域及び土地区画整理事業予定区域を除く区域内において、次に掲げる者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (2) 合併処理浄化槽設置に当たり既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去し、同一敷地内の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 第1号の合併処理浄化槽設置に伴い宅内配管工事を施行する者（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づき設置の届出の審査又は建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 住宅等を販売又は賃貸する目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 別表1に示す、浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(7)に定める環境配慮型浄化槽ではない合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 補助金の交付を申請しようとするときに、下水道法第4条第1項及び第25条の11第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域、土地区画整理事業予定区域及び集落排水事業区域に居住している者又はそれ以外の区域に居住し既に合併処理浄化槽を設置又は使用している者
- (7) 公共事業の移転補償として合併処理浄化槽の設置に係る補償を受けようとする者

(補助金の額)

第4条 合併処理浄化槽の設置に係る補助金（以下「設置補助金」という。）の対象となる経費（以下「設置補助対象経費」という。）及び設置補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 設置補助金の額は、設置補助対象経費の額と設置補助金の限度額とを比較し、低い方の額とする。
- 3 合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去に係る補助金（以下「撤去補助金」という。）の額は、単独処理浄化槽にあつては当該既存の単独処理浄化槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は9万円のいずれか低い額とし、汲み取り便槽にあつては当該既設の汲み取り便槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は9万円のいずれか低い額とし、別表2の設置補助金の額に加算する。
- 4 前項に規定する補助金の対象については、同一敷地内に浄化槽が設置されるものに限る。
- 5 宅内配管工事に係る補助金（以下「宅内配管工事補助金」という。）の額は、宅内配管工事に要する費用に相当する額又は30万円のいずれか低い額とし、別表2の設置補助金の額に加算する。
- 6 設置補助金、撤去補助金及び宅内配管工事補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は建築確認済証及び建築確認申請書（し尿浄化槽調書添付）の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 配置図及び配管図
- (4) 建物平面図
- (5) 浄化槽工事の請負契約書及び見積書の写し
- (6) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (7) 浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証（市町村用）
- (8) 登録浄化槽管理票（C票）
- (9) 浄化槽設備士免状（昭和62年度以前に資格を取得した者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書）の写し

- (10) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
 - (11) 型式適合認定書の写し
 - (12) 型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
 - (13) 補助金の交付を申請しようとするときに、既に合併処理浄化槽を設置又は使用していないことがわかる書類又は写真
 - (14) その他町長が必要と認める書類
- 2 単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者が撤去補助金の交付を受けようとするときは、前項の規定に定めるもののほか、撤去する単独処理浄化槽に係る、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 浄化槽法定検査結果書、保守点検記録、清掃実施記録それぞれの写し及び設置状況写真
 - (2) 配置図及び配管図
 - (3) 撤去費に係る見積書の写し
- 3 汲み取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者が撤去補助金の交付を受けようとするときは、第1項の規定に定めるもののほか、撤去する汲み取り便槽に係る、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 清掃実施記録の写し及び設置状況写真
 - (2) 配置図
 - (3) 撤去費に係る見積書の写し
- 4 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する者が、宅内配管工事補助金の交付を受けようとするときは、前3項の規定に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- (1) 配置図及び配管図
 - (2) 宅内配管工事に係る見積書の写し
- (交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは、補助金不交

付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その決定を受けた補助金の申請内容を変更するとき又は補助金事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、直ちに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了後1月以内又は当該事業実施年度2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- (3) 町職員による中間検査の写真を含む工事写真
- (4) 浄化槽設備士が確認した検査表
- (5) 補助事業に係る支払い領収書及び内訳書の写し
- (6) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (7) 単独処理浄化槽を撤去したときは、単独処理浄化槽使用廃止届書（愛知県受理済み）の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 第5条第2項及び第3項の規定により申請し、撤去補助金の交付を受ける補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽撤去工事の施工写真（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合は、その費用の領収書及び請求書の写し並びにその施工写真）

(2) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）の写し

(3) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し

3 第5条第4項の規定により申請し、宅内配管工事補助金の交付を受ける補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、宅内配管工事費用の領収書及び請求書の写し並びにその施工写真書類を添付し町長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（施行の確認）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、

町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の阿久比町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった補助金の交付について適用し、同日前に申込みのあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

浄化槽設置整備事業実施要綱第 3 の (7) に定める環境配慮型浄化槽とは、
浄化槽の消費電力が表 1 の消費電力基準以下であるものをいう。

表 1 消費電力基準

(W)

人槽 (人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD 10 mg/L 以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10人以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

別表 2 (第 4 条関係)

1 合併処理浄化槽の設置に係る補助対象経費

- (1) 浄化槽本体費及び送風機費
- (2) 据付工事費
- (3) 電気工事費
- (4) 試運転調整費
- (5) その他町長が必要と認める費用

2 合併処理浄化槽の設置に係る補助金の額

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6人槽	414,000円
7人槽	414,000円
8人槽	548,000円
9人槽	548,000円
10人槽	548,000円